

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成20年 2月
(第1回訂正分)

株式会社オーシャンシステム

「表紙に続くカラー印刷頁」および「第二部 企業情報」の記載事項のうち、記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。(ただし、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク、第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」については____を省略して表記しております。)

表紙に続くカラー印刷頁

2. 業績等の推移

グラフの数値の訂正

「1株当たり純資産額」の「第29期(平成19年3月期)連結」の数値:「406.45」を「406.44」に訂正

「1株当たり当期(中間)純利益」の「第29期(平成19年3月期)連結」の数値:「48.83」を「48.82」に訂正。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(1) フランチャイズ契約による事業の制約について

< 弁当給食事業 >

当社グループが展開する弁当給食事業のうち、「フレッシュランチ39」ブランドを使用して弁当を製造販売する事業は、当社の100%子会社である㈱サンキューオールジャパン（以下、同社という）をフランチャイザーとする加盟店契約に基づき行われております。

同社は当社の100%子会社となる平成12年4月以前からフランチャイザーとして事業展開を行っており、平成20年1月31日現在の「フレッシュランチ39」の加盟店数は、全国で107店となっております。当社の営業エリアも制約を受ける立場にあり、当社が同社のフランチャイジーとして加盟店契約をしているエリアは、平成20年1月31日現在、新潟県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県および北海道に限定されております。

(4) 食品の安全・安心について

食品業界におきましては、中国製食品への不信心の高まりや、BSE、鳥インフルエンザの流行および食品偽装等、食の安全・安心に係わる問題が重要な社会的課題となっており、消費者の品質に対する要求は一段と高まっております。

当社グループでは、これらの問題の回避およびリスクの軽減を図るため、品質管理強化を目的とし、次のことに取り組み、食品の安全性の確保に努めております。

品質管理体制の強化

経営トップである代表取締役社長を品質管理統括責任者とし、部門ごとに品質管理責任者および担当者を配置し、各事業部門長が総括し、運営に即した管理を行っております。

当社は、従来より各事業部にQA委員会を設置し品質管理体制の強化を図ってきましたが、さらに上部組織として品質管理委員会を設置し、品質管理、衛生管理に関わる現状の問題（社内調査結果から判断）を中心とし、行政指導事項の確認および対応指導ならびに食の安全・安心に関わる食品知識の社内徹底等に関する討議、指示を行っております。また、クレーム発生の現状確認と再発防止対策等の確認および指示を行っており、今後の品質、衛生および安全への適正化に向けた各種ルールやマニュアル作成に係わる事項の討議、指示を行っております。

管理本部の品質法令課は、品質管理委員会の事務局の役割を担うとともに、各部門および各店舗の品質および衛生管理の適正化に向けた全般的な取り組みの実施および対応の状況調査を行うとともに、食品関係法令の適正対応を行い、安全・安心な食品の提供等の監視および指導を行っております。

品質・衛生管理の監視

お客様に常に安全な商品を提供できるよう、食品関係法令（「食品衛生法」・「JAS法」・「景品表示法」等）等に基づく食品の品質や製造および加工施設ならびに従業員の衛生状況を社内で監視する体制を整えております。

A. 当社が取り扱う商品の中で、PB（プライベートブランド）商品や共同開発商品の国内製造工場および、当社が輸入する海外食品製造工場について、随時食品衛生および設備管理状態等の総合的な検査ならびに調査を実施しております。

B. 仕入商品および加工用原材料等については、産地表示の確認はもとより、消費・賞味期限チェックや鮮度チェック等の励行によって厳格な品質管理に取り組んでおります。

C. 自社製造する食品を定期的に社内で自主検査（細菌自主検査）を行い、商品の安全性の確保に対する取り組みを行うとともに、外部の検査機関による定期的な立ち入り検査および、商品抜き取り検査を自主的に実施しております。

D. 各製造および加工施設ならびに従業員の衛生管理については、各部門のQA委員が定期的に巡回し、指摘および指導を実施し、衛生面での安全性の確保に取り組んでおります。

食品の安全性に係る問題発生時の迅速な対応

食品の安全性について問題が発生した場合、お客様および関係者へ正確な情報を可及的速やかに開示し、商品撤去および回収等を迅速に行うため社内対策会議を立ち上げるなど、お客様への被害拡大の防止を最優先に対応することとし、食品の安全性の確保に取り組んでおります。

以上のように、種々の取り組みを行うことにより、安全・安心な食品を販売する体制の構築を進めておりますが、先般の「中国製餃子」事件のように予期し難い新たな問題が生じることにより、消費者動向が大きく変化するような風評等が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会においては、代表取締役副社長を委員長とし、顧問弁護士、監査役のほか、内部監査室長、管理本部長、管理本部副本部長、品質法令課長、人事総務課長等の本部スタッフをはじめ、各事業部の管理職層から幅広く委員を選定し、法令および社内諸規則の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観・倫理観にしたがった誠実公正かつ適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討・諮問を行っております。

以上に加え、コンプライアンス委員会における全社的な方針・検討結果を、業務運営方法あるいは管理方法として社内全体に浸透させるため、品質管理委員会、法令管理委員会を設け、品質管理および法令管理に関する検討事項の討議、指示等を行っております。

さらに、平成19年10月に管理本部に品質法令課を新設し、品質管理委員会、法令管理委員会の事務局の役割を担うことでその機能を高め、現行制度下での問題点に対する改善指導、品質管理委員会、法令管理委員会への付議、全社への周知徹底、各事業部への巡回指導などを行っております。

また、従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口として、社内ホットラインおよび社外ホットラインを設置し、コンプライアンス経営への取組みの強化、社内の自浄作用の向上を図っております。

これらにより、当社のコンプライアンス重視の経営が、全社横断的に十分に周知徹底される体制を構築しております。